

## 第23回ヘブンアーティスト募集要項

東京都では、文化振興の一環として、公園等の公共の場所を音楽演奏やパフォーマンスを行う場所として開放することで、アーティストたちが互いに切磋琢磨して、創造し表現する場を提供するとともに、都民や東京都を訪れる方が身近な所で文化に親しむ機会を提供することを目的にヘブンアーティスト事業を実施しています。

令和5年度においても、新規のヘブンアーティストを募集します。

### 1 ヘブンアーティストについて

ヘブンアーティストは、東京都が実施する専門家による審査に合格し、ライセンスを交付されたアーティストです。ライセンスを交付されたアーティストは、東京都が指定する都立公園や民間施設等の決められた場所で、あらかじめ予約した日時に、音楽演奏やパフォーマンスを行うことができます。

※ このライセンスは、一般の路上などでの音楽演奏やパフォーマンスを認めるものではありません。

※ 活動の際は、大音量の禁止など音楽演奏やパフォーマンスの内容に制限があります。

### 2 ヘブンアーティスト活動に当たっての条件

#### (1) 事前予約について

活動に当たっては、あらかじめ場所及び日時を事務局等へ連絡する予約が必要です。施設管理者からの活動不可連絡や他のアーティストの先約がある場合は活動できません。予約は原則として先着順ですが、予約受付開始直後は、一度に予約できる時間が限られる場合があります。

#### (2) 活動場所について

ア 活動場所は基本的に屋外になります。また指定された区域で行っていただきます。上野恩賜公園、東京芸術劇場、葛西臨海公園、代々木公園、小金井公園、光が丘公園等の都が指定した場所（54施設73箇所）になります。

※ 一般の路上や駅前の敷地は、活動場所ではありません。

イ 活動場所には、スタッフに当たる人員はいません。音楽演奏やパフォーマンスに必要な機材の搬入、搬出等のご自身の負担で行っていただきます。

ウ 活動に際しては、各活動場所の使用条件や現地施設管理者の指示に従っていただきます。

#### (3) 禁止事項について

ア DVD、CD、チケット等の物販行為はできません。

イ 観覧者の厚意による投げ銭を受け取ることはできますが、強要することはできません。

ウ 近隣の方や他の施設利用者の迷惑になるような大音量を出すことはできません。電池式又は充電式の最小限のポータブルアンプに限り使用を認めていますが、アンプを使用しない形態での活動を原則とします。

エ 火気、刃物等の危険物、サル等の法令で定める特定動物を使用することはできません。

オ 宗教的又は政治的な宣伝や主張を目的とした音楽演奏やパフォーマンスはできません。

#### (4) グループでの活動について

グループで活動する場合は、あらかじめ申請し審査会で合格しライセンスが付与されたメンバーだけが活動可能です。また、活動はライセンスを持つメンバー全員で行っていただきます。

### 3 審査について

音楽、パフォーマンス等の専門家が次の(1)から(3)までの着眼点を踏まえ審査を行います

#### (1) 魅力

都民が身近で気軽に芸術文化に親しむことができる魅力や楽しさ  
公共空間において人の足を止め、惹きつける魅力や楽しさ

#### (2) 独創性

新しいアイデアや創意工夫

#### (3) 将来性

今後の飛躍が期待できる資質と姿勢

### 4 応募資格

#### (1) 住所等

住所要件は特にありません(都内に在住、在勤、在学であることを問いません。)

#### (2) 国籍

国籍は問いませんが、日本国籍以外の方については、在留資格を有する方とします。

#### (3) 年齢

2024(令和6)年3月1日時点で満16歳以上の方とします。

#### (4) 募集の対象とならない方

暴力団員等(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者)

## 5 応募から審査会、ライセンス発行までのスケジュール

- (1) 応募締切  
令和5年8月7日(月)(消印有効)
- (2) 第一次審査(書類及び映像による審査)  
令和5年9月中旬予定(一次審査結果は10月下旬頃に本人通知予定)
- (3) 第二次審査(第一次審査通過者を対象に公開実演審査)  
令和5年11月20日(月)・21日(火)、22日(水)を予定
- (4) 合格通知  
令和6年1月上旬頃に本人通知予定
- (5) ライセンス発行  
令和6年3月1日予定

## 6 応募方法

次の(1)から(3)までを同封の上、下記の応募先までご郵送ください。

- (1) 応募用紙  
ホームページからダウンロードしプリントアウトしたものを提出ください。  
<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/bunka/heavenartist/>
- (2) 写真(応募用紙に貼付)  
縦4cm×横3cm、上半身・脱帽、3か月以内に撮影したもの、メンバーが複数  
の場合は全員分必要です。
- (3) 活動内容が分かる映像資料(DVD)
  - ア 実際に音楽演奏やパフォーマンスをしている様子がよく分かる動画(2021年  
(令和3年)4月以降に撮影したもの)を収録したDVDを提出してください。
  - イ 原則として収録された動画の開始から5分間を審査資料とします。
  - ウ 音楽部門応募の方は生演奏の様子の動画を収録してください。
  - エ 動画はパソコンで再生及びデータ保存が可能な形式にしてください(ファイル  
形式は.mp4を推奨します。事務局のパソコンで再生できない場合、資料不備と  
いう扱いになります。)
  - オ 動画の容量は1GB以下とし、1つのファイルにまとめてください。また、動画  
以外のデータはDVDに収録しないようにしてください。
- (4) その他注意事項
  - ア 音楽部門とパフォーマンス部門は、同時に応募できません。また、応募用紙に  
部門の記載がない場合は、内容を確認の上事務局で部門を決めさせていただきます。
  - イ 送付いただいた応募書類、DVD等は返却いたしません。
  - ウ 応募書類等の内容に変更があった場合は、速やかに事務局にご連絡ください。

エ 第一次審査の内容、結果について合否理由等個別のお問合せについてはお答えしかねますのでご了承の上ご応募ください。

7 応募先・問合せ先

東京都生活文化スポーツ局文化振興部文化事業課内 ヘブンアーティスト事務局  
(封筒に音楽部門又はパフォーマンス部門と明記のこと)

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1

TEL03-5320-7585 平日 9時～17時 30分(12時～13時を除く)

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/bunka/heavenartist/>

8 個人情報の取扱いについて

応募用紙に記載された氏名、住所、連絡先等の個人情報は、東京都個人情報の保護に関する条例その他関連法令を遵守し、東京都が適正に管理します。個人情報のヘブンアーティスト事業に関する資料の送付、連絡、その他本事業に必要な目的以外での利用及び第三者への提供はいたしません。